

第2部会における意見の整理(事務局案)

No	施策	該当箇所	頁	ご意見等の内容	事務局(案)	区分
1	地域福祉の充実	●地域福祉の総合的な推進	62	「相談支援体制や地域での見守り体制の充実」とあるが、最近、高齢者の虐待が増えてきた中で、入所に係る問題が出てきており、その問題を重要視するため、「施設の入所支援」という言葉を追加していただきたい。	原案について以下のとおり修正します。 「一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、認知症などで生活支援を必要とする人が増えています。 また、近年、ひきこもりや犯罪・非行からの立ち直り、<u>虐待への対応や判断能力に不安のある方への支援</u>など、地域社会が抱える課題は<u>複雑化・</u>多様化しています。 そうした状況の中、地域福祉の担い手の発掘と育成、相談支援体制や地域での見守り体制の充実、<u>一人一人のニーズに沿った支援など</u>、地域包括ケアシステムの深化に向けた、地域福祉の総合的な推進が大切です。」	原案修正
2	地域福祉の充実	●地域福祉の総合的な推進	62	支援を必要とする人を在宅や地域で支えるという考え方がある一方、虐待問題等の関係から施設入所に対応するという考え方があり、両者ともに正しいと思うが、その両者の考え方を総合計画で上手く書き込む工夫が必要ではないかと思う。		
3	地域福祉の充実	●地域福祉の総合的な推進	62	地域福祉や高齢者に関する内容について、マクロの視点で、在宅ケアや社会的包摂を進めていかなければならないという考え方を意識する必要がある。 (※No.10と関連)		
4	地域福祉の充実	●地域福祉の総合的な推進	62	生活支援が必要な高齢者だけではなく、障がい者を含め判断能力に不安を抱える人が非常に増えてきている中、成年後見制度の充実についての記載が必要ではないか。		
5	地域福祉の充実	●生活援護・自立支援の推進	62	施策の方向性に記載する「生活援護」と「自立支援」の順序を踏まえると、現状と課題については「生活援護や自立支援など」と記載するべきではないか。	原案を次のとおり修正します。 「●<u>自立支援・生活援護</u>の推進」	原案修正

第2部会における意見の整理(事務局案)

No	施策	該当箇所	頁	ご意見等の内容	事務局(案)	区分
6	障がい者福祉の充実	●障がい者の日常生活支援の充実	63	「障がいのある子どもについては、…こども療育センターについては」と記載があるが、一文中に「については」が繰り返されており、意味が通らないと思われるため、表現の修正が必要ではないか。	原案を次のとおり修正します。 「障がいのある子どもについて②相談・療育支援ニーズが多様化する中、こども療育センターは、福祉型児童発達支援センターへの移行に伴い、通園療育の対象を就学前の障がい児全般に拡大し②②、障害特性や発達段階に応じた療育支援を行っています。	原案修正
7	障がい者福祉の充実	●障がい者の日常生活支援の充実	63	「療育支援の充実を図るため、…支援体制の充実を進める」とあるが、充実を図るために充実を進めることが課題という記載に違和感があることから、記載内容の修正が必要ではないか。	原案を次のとおり修正します。 「療育支援の充実を図るため、関係機関との連携強化による支援体制の拡充を進めることが課題です」	原案修正
8	高齢者福祉の充実	基本方針	64	基本方針の内容と各施策の方向性の順序が一致していない。一致するよう修正が必要ではないか。	原案を次のとおりとします。 「●高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進」と「●介護サービスの充実」の記載場所を入れ替える。※現状と課題も合わせて入れ替え。	原案修正
9	高齢者福祉の充実	●暮らしを支える体制づくりの推進	64	認知症高齢者が行方不明になった際、見守りタグを所持している場合は早期発見につながることから、ぜひ「見守りサービス」という言葉を原案に記載していただきたい。	主要な意見として以下の内容で整理します。 「見守りカメラや見守りサービスについては、犯罪の抑止、事件等の早期解決に加え、高齢者等の見守りに有用であることから、引き続き、効果的な運用に取り組まれない。」	主要意見
10	高齢者福祉の充実	●暮らしを支える体制づくりの推進	64	在宅福祉の充実を図っていく流れの中、虐待の問題などあらゆる問題が実際に起こっていることから、その問題に対して行政がフォローするという考え方を原案で位置付けるべきではないか。(※No.3と関連)	No.1～4の事務局案を参照	原案修正

第2部会における意見の整理(事務局案)

No	施策	該当箇所	頁	ご意見等の内容	事務局(案)	区分
11	健康の保持・増進	●健康づくりの推進	65	「たばこ対策」という記載が何を意味するのか曖昧なように思われる。	原案を次のとおり修正します。 「しかしながら、たばこによる健康被害をなくすためには、<u>あらゆる主体がそれぞれの役割と責任のもと、受動喫煙の防止だけでなく、喫煙者への禁煙の推奨に取り組む</u>など、たばこ対策を推進することが必要です。」	原案修正
12	健康の保持・増進	●健康づくりの推進	65	たばこには非常に有害な物質が多く含まれており、嗜好品ではない。また、ニコチン依存症は保険適用の対象でもあることから、喫煙者はたばこを吸う場所をわきまえる必要があり、受動喫煙を防ぐことが課題である。	主要な意見として以下の内容で整理します。 「たばこは非常に有害な物質が多く含まれていることから、受動喫煙を防ぐことが課題であり、禁煙に向けた取組を進められたい。」	主要意見
13	地域医療の充実	●地域医療体制の充実	66	2段落目について、前段のかかりつけ医の割合を受けて、そのあとの文章とのつながりがよく分からない。また地域で守る医療資源とは何か。	原案を次のとおり修正します。 「高度急性期・急性期を担う病院として加古川中央市民病院が開院<u>され</u>、地域の医療機関や訪問看護ステーション、在宅医療・介護連携支援センターなど関係機関との連携の強化が図られている<u>中、地域完結型の医療体制の充実に向け、引き続き取り組むことが求められています。</u>」	原案修正
14	危機管理体制の充実	基本方針、 ●総合的な危機管理体制の構築	67	後期総合基本計画では、「総合的な危機管理体制の確立」とされていた。原案においても「構築」ではなく「確立」と記載してはどうか。 ※構築があり、そのあと構築を受けて確立というフェーズに行くという考え	原案を次のとおりとします。 (施策名)……修正なし (基本方針)……「総合的な危機管理体制の<u>確立</u>を図ります。」 (施策の方向性)……「●総合的な危機管理体制の<u>確立</u>」 なお、「図る」という表現については、多様な主体による体制の確立としていることから、原案のままの表現とします。	原案修正
15	危機管理体制の充実	施策名	67	「充実」ではなく、「確立」と記載すべきではないか。		
16	危機管理体制の充実	基本方針	67	「～を図ります」ではなく、「～します」と記載すべきではないか。		

第2部会における意見の整理(事務局案)

No	施策	該当箇所	頁	ご意見等の内容	事務局(案)	区分
17	危機管理体制の充実	●災害予防対策の推進	67	今後の取組の参考として、過去にあった事例を紹介するが、災害時の避難場所について、災害が発生したときに、地域住民が自主的に避難所を設けて避難していたケースがあり、行政をはじめ、関係機関が十分に把握することができていなかったことがあった。このとき、救援に係る人材や物資が届かなかったり、偏る場合があることから、そうした避難所の把握に努めることが重要であると感じた。また、災害による避難指示があったときに、自身の身近にあった避難場所とは異なる遠方の避難場所が指定され、避難が困難となったケースがあった。	主要な意見として以下の内容で整理します。 「過去に全国各地で発生した災害に対する対応事例を踏まえ、災害への対策を検討されたい。」	主要意見
18	危機管理体制の充実	●災害時対策の推進	67	災害ボランティアセンターが被災した場合における、災害ボランティアの方との円滑なマッチングの実現には、関係機関との連携が重要となる。また、遠方から車で来られた方を受入れできるよう駐車場所の確保などの配慮も大切であると思う。	主要な意見として以下の内容で整理します。 「発災時に円滑なボランティア活動が実施されるよう、関係機関の連携による取組を進められたい。」	主要意見
19	危機管理体制の充実	●総合的な危機管理体制の構築	67	「ICTの活用など多様な伝達手段の構築に努める」とあるが、新しい手段だけではなく、ICTが使えない人などに向け、従来型の伝達手段というのもし引き続き活用することが必要ではないか。	主要な意見として以下の内容で整理します。 「すべての市民に情報が伝わるよう、ICTの活用などの新しい手段に加え、必要に応じて従来型の伝達手段を活用し、効果的な情報伝達に取り組まれたい」	主要意見
20	危機管理体制の充実	●総合的な危機管理体制の構築	67	災害が発生した場合に、必要な機能が確保されるよう、代替手段の確保が必要ではないか。	主要な意見として以下の内容で整理します。 「拠点となる施設が被災した場合でも適切に業務が継続できるよう、代替手段の確保に努められたい」	主要意見

第2部会における意見の整理(事務局案)

No	施策	該当箇所	頁	ご意見等の内容	事務局(案)	区分
21	危機管理体制の充実 基本目標4 快適なまち 施策 防災・防犯 のための基 盤の整備	●災害予防対 策の推進 ●総合的な治 水対策の推進	67 83	【第3部会における意見】 防災に関する取組はハード整備だけでは限界があるため、P67に記載するソフト事業との連携を重視していく必要がある。P83、P67ともに、近年の降雨状況や自然災害の状況を踏まえた、踏み込んだ記載をしてもよいのではないかな。	原案を以下のとおり修正します。 P67 ●災害予防の推進 2段落目 「避難者の健康を守るため、避難所の適切な運営を確保することはもとより、地域主体の防災訓練の促進を図るとともに、 <u>新たな浸水想定に基づき</u> 総合防災マップを活用した出前講座などで避難所等の位置や避難経路について啓発し、非常時に適切な行動ができるよう、平時から市民の防災意識を高めるための支援が重要です。」 P83 ● <u>流域</u> 治水対策の推進 「局地的な豪雨や台風による浸水などの被害が多発する中、河川や下水道の整備に加え、 <u>ため池や田なども活用し、流域全体で</u> 雨水の流出抑制を図る総合的な治水対策を推進することが必要です。」	原案修正
22	危機管理体制の充実	●災害予防対策の推進	67	【第3部会における意見】 避難行動要支援者に対する課題認識や今後の対応が読み取りにくいとため、補足してはどうか。	主要な意見として以下の内容で整理します。 「避難行動要支援者については、状況を把握した後、発災時にどのように対応していくかが課題となる。地域と連携を深め、着実に取組を進められたい。」	主要意見
23	消防・救急体制の充実	●救急・救命体制の充実	68	「AED実施率は全国平均を上回っていますが、」とあるが、それを受けた表現としては、全国平均を下回るような内容が続くと思われる。何か一言追記が必要ではないか。	原案を次のとおり修正します。 「また、救急救命士の養成やAED(自動体外式除細動器)を使用した救命講習会等を定期的開催しています。 <u>引き続き、AEDを用いた</u> 心肺蘇生法など応急手当のさらなる普及啓発に取り組むことが重要です。」	原案修正

第2部会における意見の整理(事務局案)

No	施策	該当箇所	頁	ご意見等の内容	事務局(案)	区分
24	防犯・交通安全対策の推進	●見守りカメラ・見守りサービスの効果的な運用	69	「防犯対策を講じてきた結果、近年、刑法犯罪発生件数は減少傾向にある」との記載があるが、因果関係が明確に示されていないのであれば表現を修正すべきではないか。	原案を次のとおり修正します。 「防犯対策を講じてき <u>たこともあり</u> 、近年、刑法犯罪発生件数は減少傾向にあります。」	原案修正
25	安全安心な消費生活の推進	基本方針	70	「消費生活に対する意識の高揚」という表現に違和感がある。消費生活に対する安全意識の向上ということであれば理解できるが、表現の修正が必要ではないか。	原案を次のとおり修正します。 「市民一人一人の <u>よりよい消費生活に向けた意識の向上</u> や知識の習得に向けた取組を支援する」 また、施策「防犯・交通安全対策の推進」の基本方針についても、上記と同様に基本方針の記載について次のとおり修正します。 「市民の防犯・交通安全に対する意識の <u>向上</u> に努める」	原案修正
26	安全安心な消費生活の推進	●消費者教育の推進	70	18歳、19歳になってから消費者教育を行っても遅いように思う。大人になってからの教育では難しいと思われるため、若い世代からの教育が必要ではないかと思う。	主要な意見として以下の内容で整理します。 「よりよい消費生活を実現するためにも、小中学生に対する消費者教育の充実に取り組まれない。」	主要意見
27	安全安心な消費生活の推進	●消費者保護対策の充実	70	「高齢者からの消費相談が増加しています」とあるが、表現だけを捉えると、相談だけで終わって被害は未然に防止できているのかなど疑問に思うため、「高齢者の被害が発生している」という文言を記載していただきたい。	原案を次のとおり修正します。 「身に覚えのない架空請求やインターネットに関するトラブルなど、消費者トラブルの多種多様化が進んで <u>います</u> 。とりわけ高齢者からの消費者相談が増加して <u>おり、実際の被害も発生している状況です</u> 。」	原案修正
28	就業機会の拡充と労働環境の向上	●就業支援の推進	71	就業機会の拡充が記載されているが、就業機会とは就業年齢に達した方あるいはそれ以上の方が対象だと考えられる。そうした中、就業年齢に達する前の次世代の就業を担うような人々たちへの支援についても記載する方がよいのではないか。	主要な意見として以下の内容で整理します。 「小中学生等、次の世代を担う人々に対し、キャリア教育の充実に取り組まれない。」	主要意見

第2部会における意見の整理(事務局案)

No	施策	該当箇所	頁	ご意見等の内容	事務局(案)	区分
29	就業機会の 拡充と労働 環境の向上	●就業支援の 推進	71	「有効求人倍率は上昇傾向」とあるが、コロナの影響もあり、現在は減少傾向にある。令和2年6月は0.70倍とかなり数値も落ちており、記載の修正が必要。	原案について以下のとおり修正します。 【施策名】及び【基本方針】 (修正前)就業機会の拡充 (修正後)就業機会の確保 【施策の方向性(現状と課題)】 ●就業支援の推進 (修正前)	原案修正
30	就業機会の 拡充と労働 環境の向上	全般	71	コロナの前と後では有効求人倍率も減少傾向に転じているなど、状況が大きく変わってきている中、今後、当面は厳しくなると思うが、そのことに関して原案に記載するべきではないか。	全国的に生産年齢人口が減少する一方、女性や高齢者の就業率は上昇傾向にあります。 また、ハローワーク加古川管内の有効求人倍率は上昇傾向ですが、就業を機に市外に転出する若者の割合が高くなっていることから、若年勤労者の市内定着や転入促進を図るとともに、中小企業等と大手企業との賃金格差の是正を目的とした様々な施策に取り組んできました。 このような中、<u>求職者と企業とのマッチングをはじめ、学生や就労していない若者など多様な働き手に対する就業機会の確保・拡充が求められています。</u>	
31	就業機会の 拡充と労働 環境の向上	全般	71	非正規雇用の方の就業状況や就業条件に係る内容を記載してはどうか。	(修正後) 修正前の一段落目と二段落目の順序を入れ替え <u>本市においては、</u>就業を機に市外に転出する若者の割合が高くなっていることから、若年勤労者の市内定着や転入促進を図るとともに、中小企業等と大手企業との賃金格差の是正を目的とした様々な施策に取り組んできました。 全国的には生産年齢人口が減少する一方、女性や高齢者の就業率は上昇傾向にあります。<u>また、非正規雇用労働者が増加傾向にあり、その中でも不本意非正規雇用労働者は一定の割合を占めています。</u> このような中、<u>学生をはじめとした求職者と企業とのマッチングや、非正規雇用労働者</u>や就労していない若者など多様な働き手に対する就業機会の確保が求められています。	